

四 半 期 報 告 書

第 8 6 期 第 2 四半期 (自 平成 20 年 7 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)

森 永 乳 業 株 式 会 社

(E00331)

目 次

第一部	【企業情報】	2
第1	【企業の概況】	2
1	【主要な経営指標等の推移】	2
2	【事業の内容】	3
3	【関係会社の状況】	3
4	【従業員の状況】	3
第2	【事業の状況】	4
1	【生産、受注及び販売の状況】	4
2	【経営上の重要な契約等】	4
3	【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3	【設備の状況】	8
第4	【提出会社の状況】	9
1	【株式等の状況】	9
(1)	【株式の総数等】	9
①	【株式の総数】	9
②	【発行済株式】	9
(2)	【新株予約権等の状況】	10
(3)	【ライツプランの内容】	17
(4)	【発行済株式総数、資本金等の推移】	17
(5)	【大株主の状況】	17
(6)	【議決権の状況】	18
①	【発行済株式】	18
②	【自己株式等】	19
2	【株価の推移】	19
3	【役員の状況】	19
第5	【経理の状況】	20
1	【四半期連結財務諸表】	21
(1)	【四半期連結貸借対照表】	21
(2)	【四半期連結損益計算書】	23
	【第2四半期連結累計期間】	23
	【第2四半期連結会計期間】	24
(3)	【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	25
	【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	26
	【簡便な会計処理】	27
	【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	27
	【追加情報】	27
	【注記事項】	28
	【事業の種類別セグメント情報】	30
	【所在地別セグメント情報】	31
	【海外売上高】	31
2	【その他】	33
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	34
	連結／当年／レビュー報告書	35

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月13日
【四半期会計期間】	第86期第2四半期（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）
【会社名】	森永乳業株式会社
【英訳名】	Morinaga Milk Industry Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 古川 紘一
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番1号
【電話番号】	03(3798)0116
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 三浦 幸男
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番1号
【電話番号】	03(3798)0116
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 三浦 幸男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 第2四半期連結 累計期間	第86期 第2四半期連結 会計期間	第85期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高（百万円）	312,275	163,178	586,848
経常利益（百万円）	9,301	5,641	8,409
四半期（当期）純利益（百万円）	3,892	2,207	2,064
純資産額（百万円）	—	100,139	97,747
総資産額（百万円）	—	369,438	353,474
1株当たり純資産額（円）	—	387.82	378.07
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	15.39	8.73	8.16
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	15.37	8.72	8.15
自己資本比率（％）	—	26.5	27.1
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	31,466	—	18,216
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△16,236	—	△23,641
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	562	—	1,927
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	19,780	3,974
従業員数（名）	—	5,867	5,799

（注）1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含めておりません。

3 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（名）	5,867 [2,049]
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（名）	3,165 [350]
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高（百万円）
食品事業	102,507
その他の事業	1,123
合計	103,631

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第2四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高（百万円）	受注残高（百万円）
食品事業	—	—
その他の事業	1,871	2,978
合計	1,871	2,978

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高（百万円）
食品事業	157,214
その他の事業	8,299
セグメント間の内部売上高または振替高	△2,335
合計	163,178

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 主な相手先別の販売実績については、いずれの当該販売実績も、総販売実績に対する割合が100分の10に満たないため、記載をしておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、以下の契約につき契約期間の延長契約を締結いたしました。

(提出会社)

当社が技術援助等を受けている契約

契約先	国名	契約品目	契約内容	契約期間
クラフトフーズ社	米国	チーズ等	技術提携および輸入販売	平成10年4月1日から 平成20年12月31日まで

- (注) 上記についてはロイヤリティとして、売上高の一定率を支払っております。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。また、文中の前年同期比の基礎となった前年同期の数値は、監査法人のレビューを受けておりません。

1. 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した米国経済の減速や原油・原材料価格の高騰などの影響を受け、引き続き民間設備投資の低迷や個人消費も伸び悩むなど、景気の停滞感が一段と高まりました。

食品業界におきましても、需要が伸び悩むなかで原材料コストの大幅な上昇に加えて、消費者の生活防衛意識が強まるなど、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもとで、当社グループは、お客様のニーズに応えた商品の開発、改良に努めるとともに、原材料コストの大幅な上昇を吸収するために、商品価格の引き上げとその浸透に努めてまいりました。また、一方で販売促進策の効率化や生産・物流の一層の合理化などを進めてまいりました。

これらの結果、売上高は、商品価格の改定による数量減の影響はありましたが、当期間前半において好天に恵まれたこともあり、ほぼ前年同期実績を確保しました。営業利益、経常利益、四半期純利益は、原材料価格の上昇による影響を、商品価格の改定に加え徹底した営業活動の効率化や合理化によるコスト削減で吸収をはかった結果、前年同期実績を上回りました。

当第2四半期連結会計期間の売上高は1,631億7千8百万円（前年同期比0.03%減）、営業利益は56億7千8百万円（前年同期比5.3%増）、経常利益は56億4千1百万円（前年同期比9.7%増）、四半期純利益は22億7百万円（前年同期比1.8%増）となりました。

事業の種類別セグメントの状況（部門間取引消去前）は次のとおりです。

(1) 食品事業（市乳、乳製品、アイスクリーム、飲料など）

当第2四半期連結会計期間の売上高は1,572億1千4百万円となり、また、営業利益は98億7千9百万円となりました。

(2) その他の事業（飼料、プラント設備の設計施工など）

その他の事業につきましては、売上高は82億9千9百万円となり、また、営業利益は7億6千6百万円となりました。

2. キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間3ヶ月間の各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、226億9千万円の収入となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益の増加や売上債権の減少などによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、60億7千1百万円の支出となりました。これは主に、固定資産の取得による支出などによるものです。

これらを合計したフリーキャッシュ・フローは、166億1千9百万円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、74億3千4百万円の支出となりました。これは主にコマーシャル・ペーパーの償還による支出などによるものです。

これらにより、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、第1四半期連結会計期間末に比べ92億7百万円増の197億8千万円となりました。

3. 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については以下のとおりです。

株式会社の支配に関する基本方針について

(1) 基本方針の内容

当社は、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものであり、株式の大量買付等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的などから見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は、「乳」の優れた力を最大限に活用する商品開発力と、食品の提供を通じて培ってきた信用とブランドにあります。これらが、株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保し、向上させられなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、株主のみなさまがかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止する取組み

当社は、第84期事業年度に係る当社定時株主総会における株主のみなさまの承認に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保することなどにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合などには、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 本プランの合理性

本プランは、下記のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう合理的な内容を備えたものと考えております。

① 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

② 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより導入されました。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの存続の適否には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランの発動などの運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外有識者などから構成される独立委員会により行われることとされています。これにより当社取締役会の恣意的行動を厳格に監視いたします。

また、その判断の概要については株主のみなさまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

④ 第三者専門家の意見の取得

買付者等が現れると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

4. 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間における当社グループの研究開発費の総額は、11億7千2百万円であります。なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

5. 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

米国の金融危機による景気後退の影響を受け、今後のわが国経済は景気低迷の長期化が懸念されております。また、物価の上昇と所得の伸びの乖離により個人消費についても先行きに対する不透明感が強まっております。

食品業界におきましても、消費者におけるニーズが多様化する一方で、生活防衛意識の強まりや原材料コストの一層の上昇などが懸念され、経営環境は依然として厳しいものが予想されます。

当社グループは、平成20年3月期をスタートとする3ヵ年の中期経営計画に取り組んでまいりましたが、当初計画の予想を大幅に超えて原材料コストが上昇したため、中期経営計画の見直しを進めております。一方で、これらのコスト上昇を吸収克服するために、商品価格の改定を実施するとともに、伸ばすべき商品の売上拡大による収益力向上、一層のローコストオペレーションの徹底を重点課題として取り組んでおります。

6. 財政状態

(1) 貸借対照表の状況

当第2四半期連結会計期間末の資産の部は、「現金及び預金」が増加したことに加え、沖縄森永乳業株式会社の設備投資による有形固定資産の増加などにより、前連結会計年度末に比べ159億6千4百万円増の3,694億3千8百万円となりました。

負債の部は、「支払手形及び買掛金」や「未払費用」の増加により、前連結会計年度末に比べ135億7千2百万円増の2,692億9千8百万円となりました。

純資産の部は、「利益剰余金」の増加により前連結会計年度末に比べ23億9千1百万円増の1,001億3千9百万円となりました。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の27.1%から26.5%、1株当たり純資産額は、前連結会計年度末の378.07円から387.82円となりました。

(2) 財務政策

当社グループは、運転資金および設備投資資金の調達に際しては、内部資金を基本としながら、金融機関からの借入、コマーシャル・ペーパーの発行、社債の発行などの外部からの資金も利用しております。外部からの資金調達につきましては、安定的かつ低利を前提としながら、将来の金融情勢の変化等も勘案してバランスのとれた調達を実施しております。なお、当社（提出会社）は機動的な資金調達および当社グループ全体の資金効率アップのため、金融機関15行と総額200億円のコミットメントライン契約を締結しております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末において実施中又は計画中であった設備の新設、重要な拡充もしくは改修のうち、当第2四半期連結会計期間中に完成したものは次のとおりであります。

会社名 事業所名	設備の内容	金額 (百万円)	完成年月
当社 別海工場	チーズ製造棟増設他	3,140	平成20年9月
当社 盛岡工場	流動食製造設備他諸工事	1,602	平成20年9月

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の拡充計画は次の通りであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類 別セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
富士乳業(株)	静岡県 駿東郡	食品事業	アイスクリ ーム製造設 備増設	1,700	—	自己資金 借入金等	平成20年9月	平成21年12月

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	720,000,000
計	720,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	253,977,218	253,977,218	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	—
計	253,977,218	253,977,218	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成17年6月29日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	94
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	94,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月28日 至 平成37年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>2 行使可能期間にかかわらず、新株予約権者は以下の(1)(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 平成36年6月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合 平成36年6月30日から平成37年6月29日まで</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該議案承認日の翌日から15日間</p> <p>3 各新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 会社法第238条第1項および第238条第2項ならびに第240条第1項の規定に基づく新株予約権
平成18年6月29日定時株主総会決議に基づく平成18年7月27日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	94
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	94,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自平成18年8月12日 至平成38年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 357 資本組入額 179 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、以下の①または②に定める場合（ただし、②については、（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成37年8月11日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成37年8月12日から平成38年8月11日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

- (9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

5 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	117
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	117,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自平成19年8月14日 至平成39年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 391 資本組入額 196 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

- ①新株予約権者が平成38年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成38年8月14日から平成39年8月13日
 - ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
（注）2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
（注）5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	106
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	106,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自平成20年8月13日 至平成40年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 247 資本組入額 124 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

- ①新株予約権者が平成39年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成39年8月13日から平成40年8月12日
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
（注）2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
（注）5に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	253,977,218	—	21,704	—	19,478

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
森永製菓株式会社	東京都港区芝5丁目33-1	26,248	10.34
株式会社みずほ銀行 常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	12,431	4.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	10,275	4.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	8,960	3.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,903	3.11
株式会社みずほコーポレート銀行 常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	7,303	2.88
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	6,942	2.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(中央三井アセット信託銀行再信託分・ 株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,644	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,188	2.44
三菱UFJ信託銀行株式会社 常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,617	1.82
計	—	97,513	38.39

- (注) 1 森永製菓株式会社は26,248千株を所有しておりますが、同社はこのほかに5,200千株を退職給付信託として複数の金融機関に信託しております。
なお、信託した株式に係る議決権の行使および処分権については、信託契約上、森永製菓株式会社が指図権を留保しております。

- 2 大株主は平成20年9月30日現在の株主名簿に基づくものであります。
 なお、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成20年8月18日付で提出された大量保有報告書により、平成20年8月11日現在で以下の株式を共同保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができない部分については上記表に含めておりません。

大量保有者名	保有株式数 (千株)	株式保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,942	2.73
三菱UFJ信託銀行株式会社	11,916	4.69
三菱UFJ投信株式会社	313	0.12

また、株式会社みずほ銀行から平成20年2月22日付で提出された大量保有報告書により、平成20年2月15日現在で以下の株式を共同保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができない部分については上記表に含めておりません。

大量保有者名	保有株式数 (千株)	株式保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	12,431	4.89
株式会社みずほコーポレート銀行	7,303	2.88
みずほ信託銀行株式会社	3,299	1.30

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,122,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 56,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 249,272,000	249,272	—
単元未満株式	普通株式 3,527,218	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	253,977,218	—	—
総株主の議決権	—	249,272	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が12,000株(議決権12個)および株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式441株が含まれております。

②【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 森永乳業株式会社	東京都港区芝五丁目33番 1号	1,122,000	—	1,122,000	0.44
(相互保有株式) 株式会社サンフコ	東京都千代田区鍛冶町 1丁目8番3号	56,000	—	56,000	0.02
計	—	1,178,000	—	1,178,000	0.46

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	334	351	317	308	324	332
最低(円)	302	291	270	260	289	285

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第一部)の市場相場であります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,601	4,849
受取手形及び売掛金	59,647	63,130
商品及び製品	22,880	23,332
仕掛品	1,059	1,447
原材料及び貯蔵品	8,364	7,546
その他	12,708	10,957
貸倒引当金	△950	△1,002
流動資産合計	124,311	110,262
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	72,987	67,782
機械装置及び運搬具（純額）	59,137	55,140
土地	72,469	72,507
その他（純額）	9,094	15,622
有形固定資産合計	※1 213,689	※1 211,052
無形固定資産	※3 3,975	※3 3,788
投資その他の資産		
投資有価証券	14,324	14,323
その他	14,311	15,339
貸倒引当金	△1,173	△1,291
投資その他の資産合計	27,462	28,370
固定資産合計	245,127	243,211
資産合計	369,438	353,474

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	71,792	62,598
短期借入金	6,675	6,747
1年内返済予定の長期借入金	4,895	5,024
コマーシャル・ペーパー	5,000	4,000
1年内償還予定の社債	10,500	10,500
未払法人税等	3,710	713
未払費用	31,070	26,778
その他	20,333	26,348
流動負債合計	153,977	142,710
固定負債		
社債	60,350	60,600
長期借入金	32,060	30,412
退職給付引当金	11,942	12,066
その他	※3 10,968	※3 9,935
固定負債合計	115,321	113,015
負債合計	269,298	255,726
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,704	21,704
資本剰余金	19,443	19,446
利益剰余金	56,807	54,433
自己株式	△441	△420
株主資本合計	97,514	95,164
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	528	360
繰延ヘッジ損益	△53	21
為替換算調整勘定	72	80
評価・換算差額等合計	548	462
新株予約権	105	79
少数株主持分	1,971	2,042
純資産合計	100,139	97,747
負債純資産合計	369,438	353,474

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	312,275
売上原価	219,834
売上総利益	92,440
販売費及び一般管理費	※ 83,199
営業利益	9,241
営業外収益	
受取利息	124
受取配当金	315
受取家賃	230
持分法による投資利益	7
その他	575
営業外収益合計	1,252
営業外費用	
支払利息	877
その他	314
営業外費用合計	1,192
経常利益	9,301
特別利益	
固定資産売却益	421
貸倒引当金戻入額	93
特別利益合計	515
特別損失	
固定資産処分損	375
(財)ひかり協会負担金	824
減損損失	78
その他	66
特別損失合計	1,343
税金等調整前四半期純利益	8,472
法人税等	4,579
少数株主利益	0
四半期純利益	3,892

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
売上高	163,178
売上原価	114,650
売上総利益	48,527
販売費及び一般管理費	※ 42,848
営業利益	5,678
営業外収益	
受取利息	33
受取配当金	80
受取家賃	115
持分法による投資利益	18
その他	276
営業外収益合計	523
営業外費用	
支払利息	450
その他	110
営業外費用合計	560
経常利益	5,641
特別利益	
固定資産売却益	420
貸倒引当金戻入額	43
特別利益合計	464
特別損失	
固定資産処分損	259
(財)ひかり協会負担金	390
減損損失	78
その他	37
特別損失合計	765
税金等調整前四半期純利益	5,339
法人税等	3,144
少数株主損失(△)	△12
四半期純利益	2,207

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	8,472
減価償却費	7,901
減損損失	78
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△124
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△170
受取利息及び受取配当金	△439
支払利息	877
固定資産売却損益(△は益)	△421
固定資産処分損益(△は益)	375
売上債権の増減額(△は増加)	3,470
たな卸資産の増減額(△は増加)	13
仕入債務の増減額(△は減少)	9,209
未払費用の増減額(△は減少)	4,181
その他	113
小計	33,538
利息及び配当金の受取額	410
利息の支払額	△770
法人税等の支払額	△1,711
営業活動によるキャッシュ・フロー	31,466
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△62
有価証券の売却による収入	117
固定資産の取得による支出	△16,691
固定資産の売却による収入	506
投資有価証券の取得による支出	△23
投資有価証券の売却による収入	13
出資金の回収による収入	0
貸付けによる支出	△2,564
貸付金の回収による収入	2,467
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,236
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	△62
コマーシャル・ペーパーの増減額(△は減少)	1,000
長期借入れによる収入	3,450
長期借入金の返済による支出	△1,932
社債の償還による支出	△250
自己株式の売却による収入	8
自己株式の取得による支出	△33
配当金の支払額	△1,517
少数株主への配当金の支払額	△7
その他	△94
財務活動によるキャッシュ・フロー	562
現金及び現金同等物に係る換算差額	14
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	15,806
現金及び現金同等物の期首残高	3,974
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 19,780

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p style="text-align: center;">当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、製品、商品、半製品については主として総平均法による原価法、原材料、貯蔵品については主として移動平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、それぞれ総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比べ、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ285百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) たな卸資産の処分に係る損失の計上区分</p> <p>従来、たな卸資産の処分に係る損失であるたな卸資産処分損については、営業外費用に計上しておりましたが、第1四半期連結会計期間から売上原価として処理する方法に変更いたしました。この変更は、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、収益性の低下に基づく簿価切下げによって発生する評価損とたな卸資産の処分に係る損失を期間損益計算において同等の損益区分で処理する方法が適切であると判断したことによるものであります。この変更により、従来の方法によった場合と比べ、売上総利益、営業利益がそれぞれ152百万円減少しておりますが、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(3) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(4) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 棚卸資産の評価方法	当第2四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行っております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況に大幅な変動がないと認められるため、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
(税金費用の計算)	税金費用については、当社（提出会社）及び連結子会社において当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【追加情報】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
(有形固定資産の耐用年数の変更)	平成20年度の法人税法の改正を契機として、当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用年数について見直しを行った結果、主として9年の耐用年数を10年に延長しております。 この変更により、従来の方法によった場合と比べ、売上総利益は441百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ443百万円増加しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 247,896百万円</p> <p>2 偶発債務</p> <p>債務保証</p> <p>① ㈱サンフコの取引先に対する商品代金1百万円について、債務保証しております。</p> <p>② ㈱ミックの銀行借入66百万円について、債務保証しております。</p> <p>債務保証 計 68百万円</p> <p>※3 無形固定資産にはのれん205百万円が、固定負債その他には負ののれん2,350百万円がそれぞれ含まれております。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 242,885百万円</p> <p>2 偶発債務</p> <p>(1) 債務保証</p> <p>① ㈱サンフコの取引先に対する商品代金3百万円について、債務保証しております。</p> <p>② ㈱ミックの銀行借入71百万円について、債務保証しております。</p> <p>③ ㈱リュキの銀行借入96百万円について、債務保証しております。</p> <p>債務保証 計 171百万円</p> <p>(2) 保証予約 フロマジュリ・ロレーヌ・ドゥ・ベズリーズ S.A.の銀行借入67百万円(428千ユーロ)について保証予約を行っております。</p> <p>※3 無形固定資産にはのれん212百万円が、固定負債その他には負ののれん2,391百万円がそれぞれ含まれております。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
<p>※ 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。</p> <p>(1) 販売費</p> <p> 拡売費 32,788百万円</p> <p> 運送費・保管料 24,490百万円</p> <p> 従業員給料・賞与 6,279百万円</p> <p>(2) 一般管理費</p> <p> 従業員給料・賞与 4,442百万円</p> <p> 地代・家賃・保険料 1,181百万円</p>

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
<p>※ 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。</p> <p>(1) 販売費</p> <p> 拡売費 17,278百万円</p> <p> 運送費・保管料 13,029百万円</p> <p> 従業員給料・賞与 3,124百万円</p> <p>(2) 一般管理費</p> <p> 従業員給料・賞与 2,516百万円</p> <p> 地代・家賃・保険料 583百万円</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目との関係	
現金及び預金	20,601百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△820 "
現金及び現金同等物	<u>19,780 "</u>

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 253,977千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,122千株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 平成17年度新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 94千株

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 一百万円

(2) ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 105百万円

4. 配当に関する事項

配当支払金額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,517	利益剰余金	6	平成20年3月31日	平成20年6月30日

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)

	食品 (百万円)	その他 (百万円)	計(百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	157,214	5,963	163,178	—	163,178
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	—	2,335	2,335	(△2,335)	—
計	157,214	8,299	165,513	(△2,335)	163,178
営業利益	9,879	766	10,645	(△4,966)	5,678

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

	食品 (百万円)	その他 (百万円)	計(百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	300,394	11,880	312,275	—	312,275
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	—	4,955	4,955	(△4,955)	—
計	300,394	16,835	317,230	(△4,955)	312,275
営業利益	16,914	1,545	18,460	(△9,219)	9,241

(注) 1 事業区分については、当社の事業目的ならびに日本標準産業分類を参考に、食品事業、その他の事業に区分いたしました。なお、各事業区分に属する主要な製品は次のとおりです。

食品事業………市乳(牛乳、乳飲料、ヨーグルト)、乳製品(練乳、粉乳、バター、チーズ)、アイスクリーム、飲料など

その他の事業……飼料、プラント設備の設計施工、不動産の賃貸など

2 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、製品、商品、半製品については主として総平均法による原価法、原材料、貯蔵品については主として移動平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、それぞれ総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。この変更により、従来の方法によった場合と比べ、「食品」の営業利益は285百万円減少しております。

3 たな卸資産の処分に係る損失の計上区分

従来、たな卸資産の処分に係る損失であるたな卸資産処分損については、営業外費用に計上しておりましたが、第1四半期連結会計期間から売上原価として処理する方法に変更いたしました。この変更は、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、収益性の低下に基づく簿価切下げによって発生する評価損とたな卸資産の処分に係る損失を期間損益計算において同等の損益区分で処理する方法が適切であると判断したことによるものであります。この変更により、従来の方法によった場合と比べ、「食品」の営業利益は152百万円減少しております。

4 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

平成20年度の法人税法の改正を契機として、当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用年数について見直しを行った結果、主として9年の耐用年数を10年に延長しております。この変更により、従来の方法によった場合と比べ、「食品」の営業利益は443百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結累計期間において該当事項はありません。

(本国以外の国または地域に所在する連結子会社の売上高は、全セグメントの売上高の10%未満であります。)

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結累計期間において該当事項はありません。

(海外売上高は連結売上高の10%未満であります。)

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)

有価証券の当四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引及び為替予約取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 26百万円

2. 当第2四半期連結会計期間に付与したStock・オプションの内容

平成20年Stock・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
株式の種類別のStock・オプションの付与数	普通株式 106,000株
付与日	平成20年8月12日
権利確定条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が平成39年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成39年8月13日から平成40年8月12日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。</p>
対象勤務期間	平成20年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	平成20年8月13日から平成40年8月12日まで
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	246

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	387.82円	1株当たり純資産額	378.07円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	15.39円	1株当たり四半期純利益金額	8.73円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	15.37円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	8.72円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	3,892	2,207
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	3,892	2,207
期中平均株式数(千株)	252,897	252,872
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	332	361
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

森永乳業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒尾 泰則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大坂谷 卓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている森永乳業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、森永乳業株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。